

# 奈良県最低賃金




時間額

936 円

(令和5年10月1日発効)

## 特定（産業別）最低賃金

<p>奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金</p>	<p>時間額 <b>936</b> 円</p> <p>令和5年10月1日から奈良県最低賃金・時間額<b>936</b>円が適用されます。</p> 
<p>奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金</p>	<p>日額 <b>6,527</b> 円</p> <p>(平成元年1月25日発効)</p> <p>※時間額は奈良県最低賃金<b>936</b>円が適用されます。</p> <p>適用除外（奈良県最低賃金適用）</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 18歳未満又は65歳以上の者</li><li>② 雇入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの</li><li>③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者</li></ol>
<p>奈良県自動車小売業最低賃金</p>	
<p>奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金</p> <p>適用者</p> <p>本件特定最低賃金は、次に掲げる業務に主として従事する者であって、当該業務に従事した期間が技能習得期間を含め通算して2年以上の者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>イ 製材の段取り又は木取りの業務</li><li>ロ 製材用原木を帯のこ盤又は丸のこ盤（以下「製材用のこぎり」という）を使用して所定寸法にひき割る業務のうち、機械の操作、歩出し又は腹押しの業務</li><li>ハ 製材用のこぎりの目立ての業務</li><li>ニ 製材製品のうち柱及び造作材の格付け選別の業務</li></ul>	

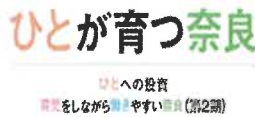
**労働保険**

労災保険 + 雇用保険

雇ったら、入る。労働者を守る。

正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っていたら、労働保険の成立手続きを行う義務があります。

- 最低賃金には、「都道府県（地域別）最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。
- 「奈良県最低賃金」は、奈良県下で働くすべての労働者（試用期間中、高校生等学生、高齢者、外国人労働者等も含む。）に適用され、「奈良県特定最低賃金」は、奈良県下の特定の産業で働く基幹的労働者に適用されます。



厚生労働省

奈良労働局 管下労働基準監督署



## 令和5年度 地域別最低賃金改定状況

都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日
北海道	960	R 5.10. 1	石川	933	R 5.10. 8	岡山	932	R 5.10. 1
青森	898	R 5.10. 7	福井	931	R 5.10. 1	広島	970	R 5.10. 1
岩手	893	R 5.10. 4	山梨	938	R 5.10. 1	山口	928	R 5.10. 1
宮城	923	R 5.10. 1	長野	948	R 5.10. 1	徳島	896	R 5.10. 1
秋田	897	R 5.10. 1	岐阜	950	R 5.10. 1	香川	918	R 5.10. 1
山形	900	R 5.10.14	静岡	984	R 5.10. 1	愛媛	897	R 5.10. 6
福島	900	R 5.10. 1	愛知	1,027	R 5.10. 1	高知	897	R 5.10. 8
茨城	953	R 5.10. 1	三重	973	R 5.10. 1	福岡	941	R 5.10. 6
栃木	954	R 5.10. 1	滋賀	967	R 5.10. 1	佐賀	900	R 5.10.14
群馬	935	R 5.10. 5	京都	1,008	R 5.10. 6	長崎	898	R 5.10.13
埼玉	1,028	R 5.10. 1	大阪	1,064	R 5.10. 1	熊本	898	R 5.10. 8
千葉	1,026	R 5.10. 1	兵庫	1,001	R 5.10. 1	大分	899	R 5.10. 6
東京	1,113	R 5.10. 1	<b>奈良</b>	<b>936</b>	<b>R 5.10. 1</b>	宮崎	897	R 5.10. 6
神奈川	1,112	R 5.10. 1	和歌山	929	R 5.10. 1	鹿児島	897	R 5.10. 6
新潟	931	R 5.10. 1	鳥取	900	R 5.10. 5	沖縄	896	R 5.10. 8
富山	948	R 5.10. 1	島根	904	R 5.10. 6	全国加重平均額	1,004	

- ・ 最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めるもので、使用者は、最低賃金額以上の賃金額を労働者に支払わなければなりません。
- ・ 仮に最低賃金額より低い賃金額を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされますので、最低賃金額以上の賃金額を支払わなければなりません。
- ・ 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金(50万円以下)が定められています。
- ・ 派遣労働者には、派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の地域別最低賃金又は特定(産業別)最低賃金が適用されます。



最低賃金に関するお問い合わせは、奈良労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署へ。  
 なお、奈良労働局HP (<https://jsite.mhlw.go.jp/nara-roudoukyoku/home.html>) でも最低賃金に関する情報をご覧になれます。

**奈良労働局賃金室 TEL. 0742-32-0206**

奈良労働基準監督署 TEL. 0742-23-0435 桜井労働基準監督署 TEL. 0744-42-6901

葛城労働基準監督署 TEL. 0745-52-5891 大淀労働基準監督署 TEL. 0747-52-0261